

記入例:日本人とベトナム人の間の「報告的」婚姻届の場合

婚姻届

令和 〇 年 〇 月 〇 日 届出

在ベトナム日本国 大使 殿
総領事

受理 令和 年 月 日			
第 号		公館印	
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
附票	住民票	通知	

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	タナカ	タロウ	レー	ハイミン
生年月日	平成 1 年 1 月 1 日		西暦 1995 年 1 月 1 日	
	ベトナム社会主義共和国ハノイ市		同左	
(2) 住所	ゴックハー区リエウザイ通り29番			
	東京都千代田区平河町一丁目4番		ベトナム社会主義共和国	
(3) 本籍	東京千代田区平河町一丁目4番		ベトナム社会主義共和国	
	田中 太郎		レー, ハイ ハー	
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	夫の氏		妻の氏	
	新本籍(左の□の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		番地番	
(5) 同居を始めたとき	令和 6 年 1 月		(結婚式をあげたとき、または、同居を始めるときのうち早いほうを書いてください)	
	初婚 再婚		初婚 再婚	
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻		夫 妻	
	夫 妻		夫 妻	
(8) 夫婦の職業	記載不要		記載不要	
	令和 7 年 5 月 1 日 ベトナム社会主義共和国 の方式により婚姻成立、ハノイ市バディン区人民委員会 作成の婚姻証書添付。			
その他	<戸籍の氏名のフリガナの届出を同時に行う場合は以下を記載して下さい> ※フリガナは、旅券の氏名の読み方と同じフリガナにして下さい。 ・婚姻後の氏名のフリガナを届出します。 ・夫/妻(日本国籍者)の名のフリガナを届出します。			
	<外国人配偶者が単独で届出を行う場合は以下を記載して下さい> 婚姻証書はベトナムで外国人配偶者が保管しているところ、日本人配偶者は現在日本に住んでおられしらくの間ベトナムに来ることができず(他の理由がある場合は他の理由を記載して下さい)、日本人配偶者が在ベトナム大に婚姻届を提出することができないため、外国人配偶者が単独で届出を行います。			
届出人署名(※押印は任意)	夫 田中 太郎 印		妻 印	
事件簿番号				

(届出人の連絡先及び電話番号 0123-456-789 abcdef@gmail.com)

証人		
署名(※押印は任意)	印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
本籍	番地番	番地番

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。
①台湾
②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。養父母についても同じように書いてください。
- には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけなくてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。
- 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものととしてその年月を書いてください。まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。
- 夫、妻に当てはまると思うものに夫、妻のようにしるしをつけてください。
- 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面(旅券写し等)を提出してください。
- 未成年者が婚姻するときは、父母(養子のときは養親)の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名(※押印は任意)してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 届書は2通出してください。
- 戸籍謄本は原則不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。